

決議第 1 号

議案第 17 号 久喜市新総合複合施設整備検討委員会条例に対する附帯決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 17 日

提出者 久喜市議会議員

岡崎 克巳

宮崎 利造

上條 哲弘

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

附帯決議

新総合複合施設は、今後の久喜市の公共施設の方向性を検討する久喜市公共施設個別施設計画の案において示されたところであり、今回、その具体的な検討を行うため「久喜市新総合複合施設整備検討委員会条例」が上程されたところである。

この新総合複合施設の目指すところについては理解するが、その候補地については、慎重に判断する必要がある。

昨年度、新市基本計画の延長が行われ、実質的に合併後の新市構築のための取組みを延長して行うことになったが、これは、合併時に策定した合併協定項目を引き続き順守することを意味する。

「新市の事務所の位置」などの合併協定項目に掲げられた事項は、合併に携わった多くの方々が新市の発展を願い、様々な協議の結果として作られたものであり、その方々の多大な努力に敬意を払うべきと考える。

よって、市長におかれましては、新総合複合施設の検討を行う際には、「合併協定書」を最大限尊重するとともに議会の意見を聞くことを強く求める。

以上決議する。